

平成27年東北管内高圧ガス事故概況

関東東北産業保安監督部東北支部保安課
(平成28年3月末現在)

災害(製造事業所)

番号	事故区分	事故名称	年月日	県名	死者	重傷	軽傷	計	物質名	規模	現象(1次事)	2次事象	業種	設備区分	取扱状態	事故原因(主因)	事故原因(副因)	着火源	事故概要
1	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の過冷却機下サービスバルブからの冷媒漏えい	2015/1/26	山形県	0	0	0	0	フルオロカーボン22	C	漏えい		食品	冷凍設備、フレアナット	製造中(定常運転)	締結管理不良		無	10時頃、冷媒漏れ警報が鳴ったため確認したところ、過冷却機下サービスバルブのフレアナットが緩み、冷媒(フルオロカーボン22)が漏えいしていた。社員がナットの締め付けを行い、10時20分頃に漏えいは収まった。その後、設備点検業者による安全確認を受け、冷媒70kgを補充し、運転を再開した。原因は、長期間の使用と設備の振動で過冷却機下サービスバルブが緩んだためと推定される。
2	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の水熱交換器からの冷媒漏れ	2015/7/17	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン	C	漏えい		機械	その他(熱交換器)	製造中(定常運転)	調査中		無	平成26年12月24日、稼働中のスクリー型冷凍設備B号機から、冷媒吸込圧力低の警報が発せられ運転不可状態となった。翌日の12月25日、保守業者による調査を実施し、冷媒量が減少している可能性が示唆されたことから、外観及びガス検知器を用いた漏れ調査を実施したものの、漏れ箇所は発見できなかった。その後、平成27年7月17日に詳細な調査を実施し、当該機の水熱交換器からの冷媒ガスの漏えいを発見したが、詳細箇所は特定出来ていない。8月3日から5日までの間に、同様に冷媒ガスの漏えいが発見されたC号機とあわせて冷媒を回収し、初期充てん量と回収量の差から、冷媒ガス207kg(B号機)が漏えいしていたと算出した。
3	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の水熱交換器及び冷媒熱交換器配管からの冷媒漏れ	2015/7/22	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン	C	漏えい		機械	その他(熱交換器)	製造中(定常運転)	調査中		無	7月20日、稼働中のスクリー型冷凍設備C号機から、冷媒吸込圧力低の警報が発せられ運転不可状態となった。B号機と同様に、7月22日に保守業者による調査を実施し、当該機の水熱交換器から及び冷媒熱交換器の配管から冷媒ガスの漏えいを発見したが、詳細箇所は特定出来ていない。8月3日から5日までの間に、同様に冷媒ガスの漏えいが発見されたB号機とあわせて冷媒を回収し、初期充てん量と回収量の差から、冷媒ガス183kg(C号機)が漏えいしていたと算出した。

4	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の配管からの冷媒漏れ	2015/7/24	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン22	C	漏えい		食品	配管	製造中(定常運転)	腐食管理不良	無	<p>21時頃、凍結設備の能力が低下したことから、当該設備を確認したところ、冷媒量が約60kg減少していた。そのため漏えい検知器と石けん水を用いて漏えい部を探したところ、安全弁配管のフランジ部からの漏えいを発見したため、同フランジの増し締めを行い、漏えいが止まったことを確認した。翌7月25日7時に冷媒60kgを充てんし、試運転を行った後の同日9時に製造を開始したものの、同日11時に巡回中の作業員が、当該設備の冷媒量の減少(約40kg)を確認したため、漏えい検知器と石けん水を用いて漏えい箇所を探したところ、高圧側液配管溶接箇所ピンホール状の穴を発見した。翌7月26日に保守業者が漏えい箇所を再溶接し、当該箇所からの漏えいが止まったことを確認した後、冷媒40kgを充てんし、試運転を行った後の7月27日に製造を開始した。その後の漏えいは確認されていない。</p> <p>24日の漏えいの原因は、施設稼働時の振動等によってフランジ結合部に緩みが生じたものと、また25日のは、製造開始から9年経過したことで溶接部の劣化が進行したものと推定される。今後は、漏えい検知器を用いた漏えいチェックを年1回実施するとともに、冷凍設備に関して常時監視可能な漏えい検</p>
5	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の水熱交換器からの冷媒漏れ	2015/10/27	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン	C	漏えい		機械	その他(熱交換器)	製造中(定常運転)	調査中	無	<p>10月24日、稼働中のスクリー型冷凍設備1号機の冷媒圧力が0.1MPaまで低下していることを発見したため、10月27日に詳細な調査を実施し、当該機の水熱交換器から冷媒ガスの漏えいを発見した。10月31日に冷媒を回収し、初期充てん量と回収量の差から、冷媒ガス約190kgが漏えいしていたと算出した。</p>
6	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の水熱交換器からの冷媒漏れ	2015/11/19	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン	C	漏えい		機械	その他(熱交換器)	製造中(定常運転)	調査中	無	<p>11月17日、稼働中のスクリー型冷凍設備G号機の冷媒漏えい簡易検査を行ったところ、漏えいが示唆されたため、漏えい箇所と推定された水熱交換器の冷水系統上下流のバルブを閉止し、大気中への放出を防いだ。その後、11月19日に保守業者による詳細な調査を実施したところ、水熱交換器からの冷媒漏えいが発見された。11月27日に冷媒を回収し、初期充てん量と回収量の差から、冷媒ガス72.3kgが漏えいしていたと算出した。なお、同事業所の他冷凍機において、これまでに同様の漏えい事故が発生していたため、一週間に一回程度、冷媒漏えい簡易検査を実施しており、本件も、その検査により覚知したものである。</p>

7	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の水熱交換器からの冷媒漏れ	2015/11/28	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン	C	漏えい	機械	その他(熱交換器)	製造中(定常運転)	調査中	無	11月17日、稼働中のスクリー型冷凍設備E号機の冷媒漏えい簡易検査を行ったところ、漏えいが示唆されたため、漏えい箇所と推定された水熱交換器の冷水系統上下流のバルブを閉止し、大気中への放出を防いだ。その後、11月28日に保守業者による詳細な調査を実施したところ、水熱交換器から冷媒漏えいが発見された。12月5日に冷媒を回収し、初期充てん量と回収量の差から、冷媒ガス80.3kgが漏えいしていたと算出した。なお、同事業所の他冷凍機において、これまでに同様の漏えい事故が発生していたため、一週間に一回程度、冷媒漏えい簡易検査を実施しており、本件も、その検査により覚知したものである。
8	製造事業所(冷凍)	冷凍設備の凍結設備庫内蒸発器からの冷媒漏れ	2015/12/6	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン22	C	漏えい	食品	その他(凍結設備庫内蒸発器)	停止中(運転停止時間帯)	腐食管理不良	無	12月5日に、凍結設備の冷凍機吐出圧力が通常より高い状態であることを冷凍機担当者が冷凍機日報により確認したが、低圧側からの空気吸い込みが疑われたため、翌6日フロン検知器を用いて凍結設備庫内蒸発器周辺を複数回検査したところ、蒸発器から一度微細な反応があった。状況を正確に把握するため、不稼働日に保守点検業者による検査を依頼するも日程折り合いが付かず12月20日に冷媒の測定を実施した結果蒸発器に漏えいを確認した。液面計の減り具合から、冷媒の漏えい量は推定40kgである。漏えい箇所である冷凍設備庫内蒸発器(定圧側)のアルミ配管腐食によるピンホールが発生したと推測される。1日の冷凍機の運転停止時間帯に蒸発器において若干の圧力が上昇しピンホールから微量の冷媒ガスの漏えいが生じたものと推測される。
9	製造事業所(LP)	車両衝突によるモータガス充てん設備配管からのLPガス漏えい	2015/5/1	青森県	0	0	0	0	プロパン	C	破裂破損等	販売店	その他(営業時間外)		交通事故	無	営業時間外の6時50分に、事業所前道路でバイクと軽トラックの接触事故が発生した。その反動で、バイクが事業所のモータガス充てん設備に衝突し、一部配管が損傷してガス漏れが発生した。7時20分に消防署が到着してバルブ閉止を行うまでの約30分間ガスが漏えいした。7時22分に消防署から事業所にガス漏れを確認するよう連絡を入れ、事業所所長が出動し、対応した。今後は、車ガード再設置の際、車ガードを強化する。

10	製造事業所(一般)	NOx製造設備からの漏えい	2015/1/8	青森県	0	0	0	0	NOx	C	漏えい		その他(非鉄金属製造)	弁	製造中(その他)	締結管理不良		無	<p>事故当時、新NOx製造設備(高圧ガス設備)は、設備の耐震補強工事を行うための準備として貯槽内に保有しているNOxを硝酸として回収するために、運転中であった(運転温度約70℃、圧力0.58MPa)。1月8日2時39分にNOx供給ユニット雰囲気NOx濃度高警報が発報したことを職員が中央制御室で確認した。警報が発報したことによりインターロックが作動し、局所排風機が自動起動し排気を開始したことから、2時42分に職員の手動操作によりNOx供給元を遮断し、新NOx製造設備の運転を停止した。その後、3時15分に職員2名が現場確認を行い、新NOx製造設備が停止していること及びNOxガスの漏えいがないことを確認した。系統内を0.6MPa程度まで昇圧し確認したところ、9個(高圧ガス設備としては6個)の弁についてグランド部からの漏えいが確認された。グランド部の増し締めを実施した結果、漏えいはなくなった。原因はNOx供給設備の点検のため、頻繁にヒータの起動・停止を繰り返すことで温度変化により熱膨張が生じ、グランド部の面圧が低下したためと推定される。今後は、運転開始前に弁グランド部の緩み確認を実施する。</p>
11	製造事業所(一般)	圧縮機の吐出配管からの炭酸ガス漏えい	2015/1/9	福島県	0	0	0	0	炭酸ガス	C	漏えい		食品	配管、圧縮機	製造中(定常運転)	設計不良		無	<p>A系炭酸ガス捕集設備運転中に、ガス圧縮機吐出配管におけるノズルのフランジ取付溶接部に生じた亀裂から圧縮炭酸ガス(約1.8MPa)が漏えいした。原因は、ガス圧縮機の振動の影響を受け経年的な繰り返し応力のため疲労破壊が生じたと推定される。今後は、漏えい箇所の溶接修理及び振動防止対策として、配管サポートの設置を実施する。</p>
12	製造事業所(一般)	CEの蒸発器配管からのLNG漏えい	2015/6/4	福島県	0	0	0	0	LNG	C	漏えい		その他(断熱材の製造)	コード・エポレータ、配管	荷役中	点検管理不良		無	<p>ローリーからガスを受入中にガス漏れ音が聞こえ始めたため、点検を実施したところ、加圧蒸発器配管の溶接部からの漏えいを確認した。保安係員が現場を確認し、応急処置(水を含ませた布によるアイシングで漏えいを停止)を施したが、ローリーにガスを残してはいけないと考え、大気放出するよりは安全と判断し、やむを得ず受入を再開した。受入作業完了後、使用禁止措置を実施した。</p>

13	製造事業所(一般)	CEの継手からの酸素漏えい	2015/6/29	秋田県	0	0	0	0	0	酸素	C	漏えい	鉄工所	コード・エポレータ、継手	製造中(スタートアップ)	締結管理不良	無	6月29日9時00分、始業前点検を行った際に、酸素CEから異音(ガスが漏れているような音)が聞こえたため、点検したところ、計装部の配管継手からの漏えいが確認されたため、販売店へ連絡した。9時30分に、販売店が到着し、現状確認したところ、液面残量計に係る配管継手からの漏えいと判明した。応急処置として増し締めを行ったが漏えいが止まらなかったため、メーカーエンジニアへ連絡の上、漏れた部分につながるバルブを閉め、漏れを止める処置を行った。15時00分にメーカーエンジニアが到着し、現状確認及び改修手段を検討し、配管を交換することとした。6月30日10時00分より配管交換作業を始め、14時00分に漏えい確認を実施し、漏えいがないことを確認し、作業を完了した。なお、酸素ガスの漏えいを確認した後は、設備を停止させた。原因は、経年使用による配管継手の錆が進行し、シール不良を起こしたものと推定される。当該設備は、年2回の定期自主検査を行っており、直近では平成27年4月2日に実施されていたが、不具合は確認されなかった。また、工場においては始業前、昼、終業後の3回点検をしていたが、発見当時まで漏えいは確認されな
14	製造事業所(一般)	CE受入配管からの窒素漏えい	2015/9/2	福島県	0	0	0	0	0	窒素	C	漏えい	その他(半導体製造)	配管	貯蔵中	腐食管理不良	無	13時50分、貯槽への受入納入における初期パージ時に液化窒素の漏えいが確認された。このため、速やかに納入作業を中止した。なお、平成27年7月17日の定期自主検査において異常は確認されていない。低温の液化窒素の受入時に使用する配管(真鍮製)が、長年に亘って温度変動に曝されたため疲労し、配管に亀裂が生じて漏えいしたものの。

15	製造事業所(一般)	充てん設備とローリーの締結部からの窒素漏えい	2015/10/23	秋田県	0	0	0	0	窒素	C	漏えい		その他(非鉄製錬)	継手	製造中(その他)	締結管理不良	点検不良、その他(手順の不履行)	無	平成27年10月23日10時20分ころ、液化空気分離装置で製造した液化窒素を、ローリーに充てんしていたところ、フレキシブルホースとローリーの締結部に若干のリークを確認した。このため、増し締めを行ったところ、フレキシブルホースとローリー側緊結部のテーパリングのロック部分が外れ、液化窒素が漏えいした。漏えい後直ちに充てんポンプを緊急停止し、漏えいは止まった。漏えい時間は約30秒、漏えいした窒素は約47m3。若干のリークが確認された際に、保安係員が純度確認のため現場を離れていたことから、ローリー運転手が、充てんポンプを稼働させたまま、当該リーク部分の増し締めのため銅ハンマーで叩いた。その衝撃で、フレキシブルホース先端のクラッチハンドルが、ローリー側のテーパリングロック部分から抜け落ちたと推測される。ローリー側テーパリングはロック部分の歪みが確認され、フレキシブルホースのクラッチ部との噛み合わせが不十分であったことに加え、作業手順としてリークの際に充てんポンプを止め減圧することとしていたが、それをせずに増し締め作業をしたことが事故の原因と考えられる。製造事業所では、出荷時立会の徹底について再教育を行うとともに、出荷前の締結部位点検の基準化を行った。
----	-----------	------------------------	------------	-----	---	---	---	---	----	---	-----	--	-----------	----	----------	--------	------------------	---	--

災害(移動)

番号	事故区分	事故名称	年月日	県名	死者	重傷	軽傷	計	物質名	規模	現象(1次事)	2次事象	業種	設備区分	取扱状態	事故原因(主因)	事故原因(副因)	着火源	事故概要
16	移動	交通事故によるタンクローリーの道路脇転落	2015/6/30	青森県	0	0	0	0	液化石油ガス、プロパン	C	その他(容器が危険な状態となった)		運送	容器本体、タンクローリー	移動中	交通事故(自損)		無	充てん所に積み込みに向かう走行途中、道路上への小動物の飛び出しを避けようとして左路肩にハンドルを取られ、左道路下に転落し、高圧ガス容器(タンクローリー)が危険な状態となった。
17	移動	交通事故による配送トラックからのLPガス容器の散乱	2015/12/14	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(容器が危険な状態となった)		運送	容器本体	移動中	交通事故(自損)		無	液化石油ガス販売店から委託を受けた配送業者が3tトラックによりLPガス容器(20kg×25本、50kg×15本)を配送していたところ、自損事故(見通しの悪い場所でカーブを曲がりきれず横転)を起こし、LPガス容器を散乱させた。容器は消費者宅から回収した残ガス容器(所有者は液化石油ガス販売店)であり、ガスの漏えいはなかった。なお、運搬時は関係法令に従い縦置きし、ベルトにより容器を車両に緊縛していた。散乱した容器は別の車両により全て回収した。発生場所は長い上り坂から下り坂にかかる坂の頂上付近で見通しが悪いことから運転操作を誤り、自損の交通事故を起こしたもの。今後は、事故防止対策を策定して、運転者へ安全教育を行い、再発防止を図る予定。

災害(消費)

番号	事故区分	事故名称	年月日	県名	死者	重傷	軽傷	計	物質名	規模	現象(1次事)	2次事象	業種	設備区分	取扱状態	事故原因(主因)	事故原因(副因)	着火源	事故概要
18	消費	アセチレン爆発	2015/2/24	秋田県	0	2	2	4	アセチレン	B1	漏えい	爆発	建設	ホース	消費中	締結管理不良		不明	<p>老人ホーム建設現場で圧接作業を行う作業員4名が、作業に使用するアセチレンガス7.2kg容器及び酸素ガス7m3容器を積載した幌付きトラック及びワゴン車に分かれ車内で休憩していたところ、トラックの荷台でガスが漏れている音を感じ、1名が荷台に入ったところ爆発した。事故当日は、トラック荷台に固定したアセチレンガス及び酸素の容器に調整器を取り付け、溶接用ホースを2階天井部分まで延長し、鉄筋の加工を行っていた。この事故により、荷台の作業員1名が身体の表面72%を火傷し重体、トラックにいたもう1名が眼球(白目)を負傷し重傷、ワゴン車にいた1名が火を消そうとした際に手に全治1週間の火傷を負い、もう1名が爆発の際に車両の窓ガラスを浴びて1針の軽傷を負った。また、現場から100mの小学校校舎の窓ガラス2枚が破損した。</p> <p>平成28年2月、警察は、工事の現場責任者を高圧ガス保安法第24条の5(消費に係る技術上の基準)違反の疑いで書類送検した。</p>
19	消費	解体作業中のアセチレン漏えい火災	2015/3/27	岩手県	0	0	1	1	アセチレン	C	漏えい	火災	建設	容器本体、調整器	消費中	誤操作、誤判断		火花(電動サンダー)	<p>建設会社社員がパーゴラ(鋼鉄製日陰棚)の鉄骨支柱溶断のためアセチレン溶接機を準備中に、酸素容器の残量が不足していたために使用できず、溶接機の使用を取りやめることとし、アセチレンガス7.1kg容器の元バルブの閉鎖を確認しないまま、アセチレン用圧力調整器を取り外したことにより、アセチレンガスが漏えいし、その後、アセチレンガス容器が焼損した。作業員は、消火しようとアセチレンガス容器を横倒ししたが消火に至らないため、アセチレンガス容器を安全な場所に移動するため、溶接ホースを引くなどして約8.0m移動した。原因は、漏えいしたアセチレンガスに、付近(距離約2.0m)で他の作業員が使用していた電動サンダーの火花が引火したと推定される。今後は、作業着手手順の見直し、安全確認の徹底、保安教育を徹底する。</p>

20	消費	燻製製造中のLPガス漏えい爆発	2015/6/4	宮城県	0	0	1	1	液化石油ガス	C	漏えい	爆発	食品	弁	消費中	施工管理不良	誤操作、誤判断	裸火(バーナー)	消費事業所従業員が工場熱処理室内の直火スモーク室において、燻製を製造するために桜チップ、紙、吊し肉1段をセットし、同室外で事前に携帯用ガスバーナーに点火した後に、チップへ点火しようと着火したバーナーとともに同室へ入室したところ、ドンという音とともに爆発した。当該従業員は火傷を負い、緊急搬送された。通報を受けた消防本部と県地方振興事務所で事故現場を確認し、関係者への聴取を実施した。工場は高圧ガス保安法に定める「高圧ガスを消費する者」に該当するが、液石法に定める「一般消費者等」として維持管理を実施していたことが判明した。事故現場には以前ガス消費機器が設置されていたが、消費事業所が同工場を賃借した際に消費機器を撤去し、その際に末端配管の閉栓処理を実施せず、露出したままとなっていた。原因は、事故直前に従業員が熱処理室内の壁面清掃をした際に、同配管に設置されていた閉止栓のボールコックを誤って開放してしまったために、同室内に液化石油ガスが漏えい、滞留し、着火源(ガスバーナー)を持ち込んだ際に小規模な爆発が発生したものと推定される。実際に、事故直後に駆けつけた担当課長が、露出したままとなっていた末端配管から炎が上がっているのを確認しており、当該閉止栓のボールコックを閉めたところ、炎が消えたと証言している。事故翌日、使用していないガス配管を撤去し、末端配管と閉栓処理を実施した。本事故と同様の配管がないか確認し、該当するものはないとの結論を得た。今後は、同工場内の液化石油ガス消費場所に漏えい検知機を設置する。
21	消費	炭酸ガス容器安全弁からの炭酸ガスの噴出・漏えい	2015/7/5	山形県	0	0	1	1	炭酸ガス	C	噴出・漏えい		その他(映画館)	開閉バルブ、安全弁	消費中	その他(不明)		無	14時00分頃、映画館のカウンター内に保管してあった炭酸ガス5kg容器の安全弁から炭酸ガスが噴出した。事故当時カウンター内にいた従業員は一人のみで、従業員が噴出を止めようとしたところ、右手の甲及び左足に全治1週間程度の凍傷を負ってしまった。従業員は炭酸ガスや容器に関する知識が少なく、事故発生当時安全弁から噴出していることを知らずに、しゃがんだ体勢になり、右手で開閉バルブを閉めようとしてしまったとのこと。今回の事故が原因かは不明だが、炭酸ガス容器の開閉バルブが損傷していた。事故当時の状況について従業員に聞き取りを行ったところ、突然安全弁から炭酸ガスが噴出したとのこと。事故原因は調査中だが、容器に強い衝撃が加えられ安全弁から炭酸ガスが噴出したのではないかと推測される。

22	消費	アスファルト敷設作業中のLPガス漏えい火災	2015/11/27	宮城県	0	0	1	1	液化石油ガス	C	漏えい	火災	建設	容器 附属品	消費 中	その他 (調査中)	裸火	8時20分頃、ホームセンターの駐車場において、アスファルト敷設工事中の作業員がLPガスバーナーへ着火しようとしたものの着火せず、持ち合わせていた別のLPガスバーナーに交換して着火したところ、何らかの原因で周囲に漏えいしていたLPガスに引火した。同日8時21分に消防署に通報した。通報を受け、同日8時32分に現地到着した消防隊の消火活動により火は消え、その後、LPガス容器のバルブを閉止し、ガスの漏えいを止めた。この事故により、ガスバーナーを使用した従業員が顔に火傷を負い病院に搬送され、後日全治1週間程度と診断された。
23	消費	積雪によるLPガス容器からの漏えい	2015/1/15	秋田県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	漏えい		その他 (児童館)	容器 本体、調整器	消費 中	自然災害 (雪害)	無	施設の勝手口風除室が屋根の積雪により倒壊した。付近に設置してあった供給設備を薙ぎ倒し、LPガス20kg容器2本のうち1本について、調整器が破損してLPガスが漏えいた。容器を回収したところ、15kgのガスが残っており、推定漏えい量は5kgと考えられる。原因は、屋根の積雪により、施設の勝手口風除室が倒壊したためと考えられる。周囲の積雪は140cm位だった。今後は、積雪時の除雪を早めるよう消費者にお願いした。また、容器置き場の変更をすることとした。
24	消費	火災によりLPガス容器及びホースが被災	2015/1/18	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	火災		その他 (畜産)	容器 本体、調整器、ホース	消費 中	その他 (火災)	無	豚舎内において、電気式暖房機器ブルーダーの漏電による火災のため、豚舎内に設置されていたガス式暖房機器ブルーダー用LPガスの容器高圧ホースが熱により溶けて、LPガスが全量漏出するとともに、容器が焼損した。養豚業者が作業中に火気に気づき、119番通報したが、豚舎1棟約300㎡を全焼した。電気の漏電を原因とした火災によるもの。
25	消費	自動車飛び込みによるLPガス漏えい	2015/3/4	岩手県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	漏えい		その他 (賃貸住宅)	配管	消費 中	交通事故	無	18時29分、液化石油ガス販売店に、消費事業所の職員から、敷地内のガス収納庫(LPガス50kg×8本)に自動車の飛び込み事故が発生したとの連絡があり、職員が急行したところ、ガス収納庫の右側が破損すると共に、LPガス容器の供給配管のつなぎ部分の一部が歪み、ガスの漏えいが発生していた。応急処置のうえ調査したところ、周囲への影響はなく漏えいの推定量は200kg未満であった。その後3月12日に復旧工事を行い、ガス収納庫を新しくするとともに、車止めを新設し、今後の自動車の飛び込み事故の発生に備える対応を行った。

26	消費	雪囲いの倒壊によるLPガス漏えい	2015/3/9	山形県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	漏えい		その他(空家)	調整器	貯蔵中	その他(雪囲い倒壊による外部衝撃)	無	19時38分に近隣住民から警察署にガスの臭いがすると110番通報があった。消防本部には19時40分、販売店には19時50分に警察署から連絡があり、それぞれ現場に急行した。現場にて、調節器破損が原因でガスが漏えいしていることを確認できた。到着した警察官が元栓を閉め、漏えいは収まった。原因は、容器設置場所の隣の倉庫に設置された雪囲いが倒壊し、調整器を破損したと推定される。警察が事故発生直後と事態収束後に2回、周辺住宅に周知活動を実施した。今後は、事故が発生したアパートは入居者がいないため、大家と相談のうえ、ガスの供給設備を一時撤去することとする。
27	消費	火災によりLPガス容器が被災	2015/3/15	山形県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	火災		鉄工所	容器本体	消費中	その他(作業者の不注意)	裸火(バーナー)	消費事業所の社員が「焼ばめ」の作業準備としてドラム缶に入ったオイル(50~60L)をLPガストーチバーナー温めていた。社員が目を離している間に、オイルが沸騰し、飛び散ったオイルにトーチバーナーの火が引火し、壁面ポリカーボネート板まで火災が広がった。トーチバーナーのLPガス容器が火災の近くに取り残されたことにより、危険な状態にいたった。社員が消火器で消しようとしたが火の手が強く、消防に通報し、9時頃鎮火した。原因は、オイルを加熱する作業の危険性の認識が甘く、作業者が目を離したことと推定される。今後は、消火器、消火用水の増設を予定している。また、作業中の安全確認について、社員への保安教育を徹底する。

28	消費	アセチレン容器からの漏えい火災	2015/4/30	秋田県	0	0	0	0	アセチレン	C	漏えい	火災	その他(再生資源業者)	吹管等加工部、容器本体、調整器、ホース	消費中	その他(不明)	不明	消費事業所の会長が、スクラップ作業場の方から火炎が上がるのを発見した。切断作業を終えて置いてあったアセチレン7kg容器の調整器付近より出火しており、連絡を受けて駆けつけた社長が、火炎が収束してきたところに水をかけて、1時20分頃に鎮火した。切断作業と一緒に使用の酸素7m3容器はすぐ近くにあったが、横にしてあったことで火炎による焼損などは全くなく、また、近くの設備や作業前後のスクラップへの延焼はなかった。火災発生当時は深夜であり、作業はもとより無人の場所からの出火であった。消防本部の現場検証により、無人の作業場からの出火であり、アセチレン容器元バルブは締まっていたことが確認された。原因は、高圧ホースと切断吹管の中の残留アセチレンがホース割れ目またはホース連結部(ホースバンド)から漏れたところに、容器に巻き付けて垂れていたホースの先端の吹管が容器とこすれ合うことで発生した静電気火花により引火したものと推定されるが、確定には至っていない。消防、警察ともに第三者による放火の形跡はないとの判断である。今後は、未使用時にはホース内にガスが残留しないようにする。また、開始・終了時の機器点検と漏えい確認を徹底する。
29	消費	炭酸ガス容器の安全弁作動	2015/5/23	宮城県	0	0	0	0	炭酸ガス	C	漏えい	建設	安全弁	その他(消費事業者による保管中)	容器管理不良	無	5月22日(金)18時頃、容器置き場から液化炭酸ガス30kg容器を車両に積載するために、数メートル移動したが、積載するのをやめ、そのまま横に倒して放置していた。翌23日11時54分頃、気温の上昇とともに、直射日光にさらされた容器の内圧も上昇し、安全弁(作動下限圧力14.33MPa、換算温度40.5℃)からガスが噴出した。原因は事業所敷地内に放置された容器が直射日光にさらされ、温度上昇により圧力が上昇したため、安全弁が作動したものと推定される。今後は、容器を直射日光の当たらない容器置き場に貯蔵し、常に40℃以下に保てるようにする。	
30	消費	車両衝突によるLPガス容器からのLPガス漏えい	2015/5/23	青森県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	破裂破損等	漏えい	その他(ホテル)	その他(メーターユニオン)	消費中	交通事故(他損)	無	ホテル利用者が帰りの際に車両をLPガス50kg容器に接触させた。容器バルブがメーターを押してメーターユニオンが破損し、ガス漏れが発生した。ホテル利用者はそのまま帰ったが、車両の接触に気付いた従業員が現場を確認し、「シュー」という音でガス漏れと判断し、容器バルブを閉止した。その後、保安センターに連絡後、現場に到着した担当者がメーターユニオン部のガス漏れを確認し、ユニオンを交換した。今後は、容器設置場所を移動する。

31	消費	車両衝突によるLPガス容器からのLPガス漏えい	2015/7/6	青森県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	破裂破損等	漏えい	販売店	容器本体、附属品、調整器	消費中	交通事故(他損)		無	10時30分頃に何らかの要因により乗用車が一般消費者宅のLPガス供給設備に衝突し、その反動により調整器が損傷しガス漏れが発生した。LPガス配送業者の社員より事故発生の一報を受けた販売事業者の営業所員が現場へ急行し、10時45分頃にバルブ閉止を行うまでの約15分間ガスが漏えいした。
32	消費(特定高圧ガス消費者)	気液分離装置の遮断弁からのアンモニア漏えい	2015/12/2	青森県	0	0	0	0	アンモニア	C	漏えい		一般化学	緊急遮断弁	消費中	シール管理不良	点検不良	無	事故当時アンモニア水製造設備は稼働中であり、液化アンモニアを消費してアンモニア水溶液の製造中であった。7時30分頃、アンモニア水製造設備にある液化アンモニア気液分離器の入口側遮断弁(電磁弁)のグランド部から液化アンモニアが液滴状に防液堤内コンクリート床の上に落ちているのを発見した。直ちに遮断弁グランド部の増締めを実施するとともに、入口遮断弁前後の手動弁を閉止し、漏えい停止したことを目視確認した。防液堤内に漏えいした少量の液化アンモニアは全量気化し、外部への流出はなかった。当該遮断弁を取外し、気密テストを実施したところ、圧力低下は確認できなかった。これは漏えい発見時作業員が増し締めを実施したためと考えられる。また分解点検したところグランドパッキン接合面、ガスケット類等部品に不具合はなかったため、経時的にグランド締め付けボルトが緩んで漏れが発生したか、前回分解整備時のグランド締め付けが不十分であったため漏れが発生したと推定される。今後は、運転開始前と開始後にトルクレンチでボルトの緩みがないことを確認するとともに、再発防止策として、定期分解整備でのバルブ組立時、メーカー規定トルクで締め付けを行い、記録する。

盗難・紛失(移動)

番号	事故区分	事故名称	年月日	県名	死者	重傷	軽傷	計	物質名	規模	現象(1次事)	2次事象	業種	設備区分	取扱状態	事故原因(主因)	事故原因(副因)	着火源	事故概要
1	移動	LPガス容器の喪失	2015/8/18	秋田県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(喪失)		運送	容器本体	移動中	その他(移動中の容器転落)		無	11時22分頃、警察署より販売店にLPガス20kg容器1本の所有確認の連絡があり、販売店より配送員に連絡、LPガス容器を確認させたところ、喪失に気づき、警察署に出頭した。配送員は、配送先で、ガスメーターを荷卸しする際に混載してあったLPガス20kg容器のラッシングベルトを外し、トラック荷台左側のあおりを外し荷卸した。荷卸し後に、あおり及び容器の固定を忘れて次の配送先に向かい9時45分頃、事故発生場所に差し掛かり、交差点を右折した際、当該容器を転落させたと推測される。配送員は、容器の転落に気付かず運行を続け、次の配送先に到着後、あおりを上げていないことに気付いたが、転落による喪失に気付くことなく配送を続けた。当該容器は、転落の影響で、多少の傷があったものの、圧力試験等でも特に異常はなかった。

盗難・紛失(消費)

番号	事故区分	事故名称	年月日	県名	死者	重傷	軽傷	計	物質名	規模	現象(1次事)	2次事象	業種	設備区分	取扱状態	事故原因(主因)	事故原因(副因)	着火源	事故概要
2	消費	LPガス容器の盗難	2015/1/19	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)		公民館等	容器本体	消費中	盗難		無	15時頃、消費者から販売店へ、前日の夜に集会所のガスが使用できなかったとの連絡があり、担当者が現地に行き確認したところ、LPガス20kg容器1本が盗まれ、他社の空容器が置かれているのを発見した。容器チェーンにはダイヤル式の鍵がついていたが、外されていた。1月5日の検針時に異常は見られなかった。
3	消費	LPガス容器の盗難	2015/2/2	山形県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)		公民館等	容器本体	消費中	盗難		無	午後、販売店が公民館の隣家に灯油配達に行ったところ、公民館に設置していたLPガス20kg容器2本のうち1本が無くなっていることが発覚した。高圧ホースを鋭い刃物のようなもので切断して容器を持ち去った様子である。1月10日(土)に検針した際は異常が無かったため、その後盗難にあったと考えられる。
4	消費	LPガス容器の盗難	2015/3/3	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)		公民館等	容器本体	消費中	盗難		無	集会所管理者からの連絡がありLPガス20kg容器の盗難が発覚した。事故発生当時は閉栓状態であったが、再開栓予定であったため、容器の回収は行っていない。1月31日に容器は確認できた。
5	消費	LPガス容器の盗難	2015/3/14	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)		公民館等	容器本体	消費中	盗難		無	20時30分頃、集会所の容器が使えないとガス配送委託先の配送担当員に連絡が入った。担当者が現地に行ったところ、高圧ホースが外されている状態で空容器1本が放置されていたため、LPガス20kg容器1本の盗難が発覚した。放置されていた容器は別の集会所で盗難にあっていた容器であった(2015/1/19 福島県 公民館等)。
6	消費	LPガス容器の盗難	2015/3/17	宮城県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)		公民館等	容器本体	消費中	盗難		無	消費者から販売店にLPガス20kg容器が紛失している旨の通報があった。販売店が出勤し現場確認したところ、LPガス20kg容器1本及び調整器1個が盗難にあっていたことが発覚した。事故発生場所は、消費者宅のうち寺の会館で、消費者が3月14日までは容器があったことを確認している。再設置の際、容器チェーンに南京錠を付けた。

7	消費	LPガス容器の盗難	2015/3/20	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	公民館等	容器本体	消費中	盗難	無	地域住民が集落センターのLPガス20kg容器1本がなくなっていることに気づき、施設管理者に報告した。報告を受けた施設管理者は、近隣住民の犯行ではないことを確認した後、3月30日に駐在所、販売店に通報、報告をし、同日、警察署が現場確認を行い、施錠、高圧ホースが外されていたことを確認した。施設管理者は、3月19日に当該施設に容器が設置されていることを確認していた。
8	消費	LPガス容器の盗難	2015/8/3	山形県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	公民館等	容器本体	消費中	盗難	無	施設の検針の際、LPガス20kg容器2本が盗難にあっていることが発覚した。盗難の方法は、調整器と容器を接続する箇所を工具で外したことによる。前回検針時(7月3日)の検針時には容器があった。7月11日以降、当該施設は無入であった。
9	消費	LPガス容器の盗難	2015/10/3	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	公民館等	容器本体	消費中	盗難	無	15時00分頃、販売店の職員が当該施設のLPガス20kg容器1本が無いことを確認した。高圧ホースが外されている状態であったため、盗難が発覚した。今後、販売店では、当該施設及び集会所等の容器チェーンに施錠する予定。
10	消費	LPガス容器の盗難	2015/10/14	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	公民館等	容器本体	消費中	盗難	無	15:00頃、施設のLPガス20kg容器が無いことを販売店の職員が確認した。代わりに空のLPガス容器が設置してあった。
11	消費	LPガス容器の盗難	2015/12/17	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	公民館等	容器本体	消費中	盗難	無	13時30分頃、保安業務委託先が、集会所の高圧ホースが緩み、ガスがなくなっていることを確認した。14時30分頃、販売店が現地において容器番号等を確認したところ、当該施設に設置してあったLPガス20kg容器2本がなくなり、別の容器2本が設置されていることが判明した。12月8日に検針担当者が検針した際には異常は見られなかった。今後、販売店では、集会所等の人が居住していない施設については、見回りを強化する。
12	消費	LPガス容器の盗難	2015/3/5	青森県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	民家:住居中	容器本体	消費中	盗難	無	17時30分頃、消費者よりガス容器が無いとの通報があった。販売店が現場に急行したところ、LPガス容器20kg容器1本と調整器が無くなっており、盗難にあったことが発覚した。3月7日に保安センターより、他社の顧客で供給停止している消費者宅に、盗難のあった販売店のLPガス容器が付いているとの連絡があったため、現場で確認したところ、今回盗難にあった容器番号と一致したため、3月9日に警察官立ち会いのもと、容器を回収した。

13	消費	LPガス容 器の盗難	2015/4/27	宮 城 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		民 家 : 住 居 中	容 器 本 体	消 費 中 (帰 省 時 使 用)	盗 難		無	他社供給先に当該販売店のLPガス容器が設置されている旨の連絡を受け、容器番号から、設置先(今回事故発生箇所)の確認を実施したところ、容器の盗難が発覚した。他社供給先は、顧客の料金滞納により閉栓されていた。事故発生箇所の住民は他県に住んでおり、年2回程度の帰省時にLPガスを使用しているとのことであった。
14	消費	LPガス容 器の盗難	2015/5/21	宮 城 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		民 家 : 居 住 中	容 器 本 体	消 費 中	盗 難		無	当該販売店の配送委託先業者が消費者宅に出向き、容器交換を実施しようとした際、LPガス20kg容器2本のうち1本が盗難にあっていることが発覚した。今回盗難されたLPガス容器の残ガスについては、20kgとのことである。前回検針時の5月7日(木)に、LPガス容器があることを配送業者が確認しているため、その検針時以降から今回検針時までの間に盗難にあったこととなる。盗難発覚後、配送業者が警察署に被害届を提出し、販売店にも通報した。なお、今回の盗難事件を受け、消費者と販売店の協議の結果、LPガス20kg容器1本立てに契約を変更することとなった。
15	消費	LPガス容 器の喪失	2015/7/21	福 島 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (紛 失)		民 家 : 居 住 中	容 器 本 体	消 費 中	自 然 災 害 (津 波)		無	販売店のLPガス20kg容器が、宮城県内で発見されたとの連絡が警察署からあり、LPガス容器の紛失が判明した。当該容器が設置してあった場所(事故発生場所)は東日本大震災の津波被災地であることから、津波により流出したものと考えられる。
16	消費	LPガス容 器の盗難	2015/9/16	岩 手 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		民 家 : 空 き 家	容 器 本 体	消 費 中 (閉 栓 中)	盗 難		無	16時00分頃、販売店が、リフォーム工事を施工している民家の現場確認を行ったところ、LPガス20kg容器1本が無くなっていることが判明した。9月12日正午頃に、二人組の男が黒の乗用車で容器を持って行くのを、作業中の内装業者が目撃していた。当該容器については、リフォーム工事業者が当日午前中には、現場にあったことを確認していた。
17	消費	LPガス容 器の盗難	2015/8/7	福 島 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		別 荘	容 器 本 体	消 費 中	盗 難		無	14時00分頃、販売店の検針担当者より「容器が紛失している」と販売店に電話があり、確認のため出勤して現場確認した結果、LPガス50kg容器2本とも紛失したことが判明した。その後、警察署に通報し、当日実見分を行った際、近隣の別荘所有者から、8月3日当該容器を外して自宅別荘へ運搬・使用した旨の申告があった。

18	消費	LPガス容 器の盗難	2015/2/17	福 島 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		貸店 舗	容 器 本 体	消費 中 (閉 栓 中)	盗難		無	現場周辺の保守点検を行っていた従業員が容器の確認のため、閉栓消費者宅(再開栓予定)を訪問したところ、2本設置されているLPガス20kg容器のうち1本が紛失していることを発見した。事故当時は閉栓中だったが、再開栓予定であったため、容器の回収を行っていなかった。
19	消費	LPガス容 器の盗難	2015/1/19	福 島 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		農水 産物 加工 所	容 器 本 体	消費 中	盗難		無	11時40分頃、配送委託先担当者が農水産物加工所の容器交換の際、設置されていたLPガス20kg容器の代わりに他社の容器が高圧ホースに接続されているのを発見した。1月5日の検針時には異常は見られなかった。
20	消費	LPガス容 器の盗難	2015/5/25	山 形 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		自動 車修 理工 場	容 器 本 体	消費 中	盗難		無	9時前、消費事業所において、湯沸かし器を点火しようとした。しかし、着火しないため、LPガス容器設置場所を確認したところ、2本あったLPガス10kg容器のうち1本が無くなっていることが判明した。もう一方の容器のバルブは閉められていた。無くなった容器の容器チェーンおよび高圧ホース部が切断されていたことから、盗まれたものとみられる。今後は、容器カバーにより、容器を常時見えなくする措置をとった。
21	消費	LPガス容 器の喪失	2015/7/6	岩 手 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (喪 失)		倉庫	容 器 本 体	消費 中 (保 管 中)	紛失		無	電気工事業者が販売店から借用し倉庫に保管していたLPガス10kg容器1本が紛失していることが判明した。事務所、作業所等で容器の所在確認をしたが、不明であったため、警察署に紛失届けを提出した。当該電気工事業者では、工事現場にLPガス容器を持ち出す事があり、いろんな業者が出入りするため、間違っって持って行った業者がいるのではないかと考えられる。
22	消費	LPガス容 器の盗難	2015/9/9	山 形 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		工場	容 器 本 体	消費 中	盗難		無	販売店が検針を行った際、LPガス20kg容器2本のうち1本が無くなっていることが発覚した。当該容器は、8月3日に販売店が設置した。8月14日に消費事業所の社長が、容器1本がなくなっていることに気付いたが、消費量が少なかったため、販売店が引上げたものと思っていた。
23	消費	LPガス容 器の盗難	2015/9/8	福 島 県	0	0	0	0	液化石油 ガス	C	そ 他 (盗 難)		自動 車検 査場	容 器 本 体	消費 中	盗難		無	9時15分頃、販売店に消費事業者から「容器がない」との電話連絡があり、販売店が現場確認した結果、LPガス20kg容器1本がなくなっていることが判明した。従業員、配送業者他関係者に確認したうえで盗難と判断し、当日、消費事業所から警察署に通報した。

24	消費	LPガス容器の盗難	2015/5/28	宮城県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	事務所: 休止中	容器本体	消費中(閉栓中)	盗難	無	販売店が、消費事業所(休止中)に容器(閉栓後1年以上経過)の回収に訪れたところ、LPガス容器と調整器、低圧ホースが無くなっていることが発覚した。事業所外側にLPガス20kg容器を設置していたが、事業所を休止することとなったため、販売店が平成26年1月10日に最後の検針を実施し、その後はガスの供給を止めて(閉止)していた。事業所の周辺はフェンスで囲われ、入口の門は施錠していた。消費事業者および当該土地所有者それぞれから聴取したものの、取り外しは行っていないとのことである。
25	消費	LPガス容器の喪失	2015/3/7	青森県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(喪失)	船舶補修現場	容器本体	消費中	喪失	無	港の船舶補修現場に出荷(平成13年12月)したLPガス10kg容器が長期にわたり返却されないため、消費者に容器調書を確認してもらった結果、容器3本の喪失が発覚した。当該船舶補修現場で使用した際、補修した船にそのまま積載され出港してしまった可能性がある。
26	消費	LPガス容器の盗難	2015/3/16	岩手県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(盗難)	工事現場	容器本体	消費中	盗難	無	建設会社から販売店にLPガス10kg容器1本を紛失した旨の報告があった。当該容器は工事現場で、現場ブロックに付着した雪・氷を溶かす目的で建設会社が借り受けていた。
27	消費	LPガス容器の喪失	2015/4/7	福島県	0	0	0	0	液化石油ガス	C	その他(喪失)	工事現場	容器本体	消費中	喪失	無	建設業者からLPガス10kg容器1本を喪失した旨連絡があった。当該容器は、平成26年12月29日に当該建設業者に施設施工現場の融雪用としてLPガス10kg容器2本を貸し出したものの1本。3月27日に1本の返却があったが、1本見当たらないとのことであったため、再度探すよう依頼したところ、喪失の連絡があった。今後は、周知文書説明の際、容器の喪失についても説明する等、使用者への啓発に努め、事故の再発を防止する。
28	消費	アセチレン容器、酸素容器の盗難	2015/10/6	秋田県	0	0	0	0	アセチレン、酸素	C	その他(盗難)	工事現場	容器本体	消費中	盗難	無	午後、消費事業者が、ボーリング作業のため、アセチレン7kg容器1本、酸素ガス7m3容器1本及び溶断器具を使用しようとしたが、保管場所になく、付近を探したが見当たらなかったことから、盗難が発覚した。アセチレンガス容器等は前日の作業終了後に、現場にシートをかけて保管していた。消費事業者は、通常、高圧ガス容器は会社倉庫で保管管理しており、溶断が必要な作業があった際に工事現場に容器等を持ち込んでいた。盗難発生箇所は工場敷地内の片隅で建物の陰になったうえ工事機材に遮られており、よほど注視しないと高圧ガスを使用していることが分からない状況であった。

29	消費	アセチレン容器、酸素容器の盗難	2015/3/30	山形県	0	0	0	0	アセチレン、酸素	C	その他(盗難)	作業場	容器本体	消費中	盗難	無	消費事業所の作業場内において、酸素ガス7kg容器1本とアセチレンガス7kg容器2本が無くなっていることが判明した。他に酸素ガス容器1本は空になっていた。平成27年2月上旬には酸素ガス容器2本とアセチレンガス容器2本が確認できた。作業場は不在の場合でもシャッターが開けっ放しの状態であったため、今後は、シャッターを閉めたり、ブルーシートなどで容器を覆うなどして目立たないように保管するよう注意喚起を行った。
30	消費	アセチレン容器、酸素容器の盗難	2015/3/30	宮城県	0	0	0	0	アセチレン、酸素	C	その他(盗難)	工事事務所	容器本体	消費中(貯蔵中)	盗難	無	7時に、消費事務所エリア内中央部に台車シートで目隠しを施し保管していたアセチレンガス41L容器1本と酸素ガス47L容器1本が台車から外されて持ち去られているのが発覚した。これら容器は、前日17時に、事故発生場所に保管していた。事業所側では、休日夜間の施錠管理の徹底を実施する。
21	消費	アセチレン容器、酸素容器の盗難	2015/4/15	秋田県	0	0	0	0	アセチレン、酸素	C	その他(盗難)	作業場	容器本体	消費中	盗難	無	15時00分頃、消費事業所の作業場(平成24年2月から取引開始)で使用・保管していたアセチレンガスおよび酸素ガス容器がないことに気づき、現場や思い当たるところを何日か探してみたが見つからず、盗難にあった旨を販売店に連絡した。販売店が消費事業所を訪問し、作業所を確認した。消費事業所では、通常、容器に調整器を付けたまま保管していたが、調整器のみが容器のあった場所に置いてあった。盗難にあった容器は、平成26年8月出荷の酸素ガス7m3容器と平成26年8月出荷のアセチレンガス7kg容器で、推定残量は使用状況から酸素ガスは約1/2以下で、アセチレンガスは約3/4残量があると推測される。販売店は、盗難現場近隣の消費者に注意喚起を行った。
32	消費	フルオロカーボン容器の盗難	2015/2/19	宮城県	0	0	0	0	フルオロカーボン	C	その他(盗難)	空調業者	容器本体	消費中	盗難	無	2月19日(木)の当社時(6時30分頃)にフルオロカーボン401A 10kg容器24本がなくなっていることが発覚した。前日の社員退社時(18時頃)に、保管中の容器に異常はなかった。今後は、容器について施錠できる容器置場に置く。